

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 23 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2016 年 11 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

SAFTA 改訂と外資投資規制への影響

オーストラリアとシンガポールは、2003 年に「シンガポール・オーストラリア自由貿易協定」（SAFTA）に調印し、関税撤廃などの措置を通じて二国間の貿易・投資活動を促進し、相互に経済的連携を強化してきたところですが、2016 年 10 月 13 日、両国は SAFTA を改訂（第三次改訂）することに合意しました。新 SAFTA はまだ発効していませんが、新 SAFTA が発効すれば二国間のビジネスチャンスがさらに増加することが期待されるだけでなく、シンガポール法人を通じて行われる日本企業とオーストラリア企業との間における投資や取引にも大きな影響がもたらされます。

とりわけ今回の SAFTA 改訂に関して注目すべき点は、オーストラリアにおける外資投資規制の緩和です。オーストラリア政府は、シンガポールの民間企業がオーストラリア企業に投資する際の審査対象行為の基準値を 252 百万豪ドルから 1,094 百万豪ドルに引き上げると発表しました。これは、日本とオーストラリア間の EPA 発効に伴って行われた日本からの直接投資に関する規制緩和と同じものです。現行法では、日本企業がシンガポール子会社を通じてオーストラリア企業に投資する場合、1,094 百万豪ドルの緩やかな基準は適用されませんが、今回の SAFTA の改訂に伴ってこれが変更される可能性があり、実現すればシンガポール子会社を通じた間接投資が容易になると言えます。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

Japan Practice 紹介サイト



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

保険業界に対する規制強化

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）とオーストラリア健全性規制庁（APRA）は、それぞれ最近公表した報告書において保険業界に対する規制強化の姿勢を示しています。ASIC 及び APRA が保険会社に求める要望と、それに対する保険会社の具体的な対応方法について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

サイバー脅威の動向と対策

オーストラリア・サイバーセキュリティセンター（ACSC）は、オーストラリアにおけるサイバー脅威に関して 2016 年脅威報告書（Threat Report）を発表しました。同報告書では、サイバー脅威の種類、政府部門・民間部門別のサイバー脅威の現状、近時のサイバー脅威の手口のトレンド、サイバー脅威の予防策等が解説されており、オーストラリアにおけるサイバーセキュリティを考えるうえで参考になります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら、ACSC の 2016 年脅威報告書への[リンク](#)はこちら

価格比較サイトのコンプライアンス（消費者法）

価格比較サイトを対象とする特別な規制法は存在しませんが、消費者保護法、プライバシー法、スパム規制法などは、価格比較サイトの運営においても適用されます。また、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、価格比較サイトの運営者やサプライヤー向けのガイドラインを公表しています。オーストラリア消費者法や ACCC のガイドライン上の諸原則が、価格比較サイトの運営にどのように適用されるのか、またコンプライアンスのポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

特許共同発明者の該当性に関する裁判例

カードゲームのベット（賭け）オプションの仕組みに関する特許権の共同発明者の該当性が問題となった事案で、近時、連邦裁判所は、共同発明者か否かは、その者の発明に対する定量的な寄与ではなく定性的な寄与により判断すべきと判示しました。裁判例の分析とともに、実務上、共同発明者に関する紛争を未然に防ぐ方法を考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

労働者の懲戒手続における秘密撮影ビデオ使用の可否

WA 州において、従業員の雇用主に対する差別的な発言を秘密裏に撮影したビデオを根拠として、雇用主が従業員に対して違法行為を申し立てた事案で、連邦裁判所は、被撮影者の同意なくプライベートな会話を記録・撮影することは監視デバイス法（Surveillance Devices Act 1998 (WA)）に反するため、本件のビデオを根拠として雇用契約終了・懲戒等をしてはならない（但し、撮影者自身の証言を根拠とすることは禁止されない）という中間判決を示しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

パリ協定の発効と今後のオーストラリアの動向

2015 年 12 月に成立した気候変動抑制に関するパリ協定が、効力発生要件（世界の温室効果ガス排出量の 55%以上を排出し、かつ 55 か国以上となる国々が批准した後 30 日後に発効）を充足し、2016 年 11 月 4 日に発効しました。オーストラリアはまだ批准しておらず、国内の気候変動政策の再考を実施しています。パリ協定の内容・各国の対応状況に加え、オーストラリアに求められている次なるステップについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

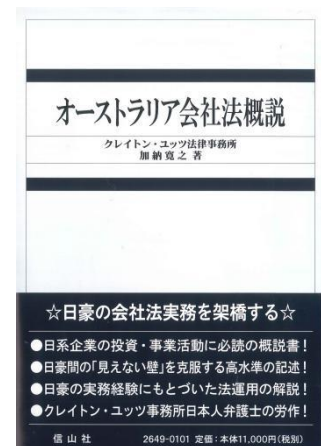
1. ブリスベン日本商工会議所セミナー「豪州 M&A 取引実務」

2016 年 8 月 12 日、ブリスベン日本商工会議所主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州 M&A 取引実務 ～ M&A の種類、手続の流れと注意点、買収後の経営統合等に関する基本的なポイント」をテーマに講演を行いました。豪州 M&A は、Public M&A、Private M&A 及び事業 M&A に大別することができますが、これらの M&A について調整スキーム（Scheme of Arrangement）などの豪州特有の法制度も踏まえながら概説するとともに、レシーバーが行う入札 M&A 案件の特徴と注意点、買収監査（デューディリジェンス）と表明保証条項との関係、買収後の経営統合に関する留意点とその対応など、日本の M&A との相違点などにも触れながら解説を行いました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015 年 12 月 8 日にシドニー日本商工会議所、また、2015 年 12 月 16

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。このセミナーでは、2015年12月1日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 （「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4）

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015年12月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の注意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」（ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号）

The Association for Real Estate Securitization (ARES)（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに鈴木正俊弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ttakahashi@claytonutz.com



ロークラーク カ石剛志
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7432
メール：tchikaraishi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
直通電話：07-3292-7599
メール：kotake@claytonutz.com